

# 大阪市の情報公開

(平成30年度運用状況報告書)

大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)

# 目 次

1	公開請求の状況	1
2	公開請求に対する決定等の状況	1
3	不服申立ての状況	2
4	審査会答申の状況	2
5	出資等法人の情報公開の状況	4
6	市民情報プラザの運用状況	4
7	制度の概要	5

## 1 公開請求の状況

### (1) 公開請求件数（請求方法・請求者別）〔表 1 参照〕

公開請求件数は、請求者が実施機関に提出した公開請求書の数で、1枚を1件として算出しています。

〔※1件の公開請求に対して、複数の公開決定等を行うことがあるため、公開請求の件数と公開決定等の件数は、必ずしも一致しません。〕

平成30年度の公開請求件数は全体で1,278件となっており、平成29年度（1,418件）と比較して140件（9.9%）減少しています。

請求方法別では、件数の多いものから順に、インターネットを利用した電子申請593件（46.4%）、窓口343件（26.8%）、ファクシミリ217件（17.0%）、郵送125件（9.8%）となっています。

請求者別では、個人による請求件数が815件（63.8%）、個人以外による請求件数が463件（36.2%）となっています。

### (2) 分野別の請求状況〔表 2 及び表 3 参照〕

分野別の請求状況をみると、「保健・医療」の分野123件（9.6%）と最も多く、次いで「福祉」の分野が110件（8.6%）、「教育」の分野が101件（7.9%）となっています。

## 2 公開請求に対する決定等の状況

### (1) 情報提供による対応状況〔表 4 参照〕

平成30年度の公開請求件数1,278件のうち、705件（55.2%）について情報提供により対応しており、平成29年度（52.5%）と比較して2.7ポイント上昇しています。

情報提供は、請求者（市民）の方にとって、求める情報を速やかに入手することができる一方、本市としては公開請求に係る事務処理の負担を軽減することができるなど、双方にとってメリットがあることから、積極的な活用に努めています。

### (2) 決定状況

#### ア 年度別の決定状況〔表 5 参照〕

決定件数は、上記1(1)の公開請求件数から上記(1)の情報提供による対応をした件数等を除いたあとの、公開請求件数に対して行った公開決定等の件数を算出しています。

〔※1件の公開請求に対して、複数の公開決定等を行うことがあるため、公開請求の件数と公開決定等の件数は、必ずしも一致しません。〕

平成30年度の決定件数は全体で783件となっており、平成29年度（1,965件）と比較して1,182件（60.2%）減少しています。

なお、公開請求の内容及び処理状況については、次のURLをご参照ください。

〔公開請求の内容及び処理状況〕

<http://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3060-1-1-3-2-0-0-0-0-0-0.html>

#### イ 公開率〔表 5 参照〕

公開率は97.0%となっており、平成29年度（99.1%）と比較して2.1ポイント下降しています。

公開率については、年度により若干の数値の上下は見受けられるものの、直近5年度間を通じての公開率は98.4%となっています。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{※公開率の算出方法} \\ \text{公開率} = (\text{公開} + \text{部分公開}) / (\text{公開} + \text{部分公開} + \text{全部非公開}) \times 100 \end{array} \right]$$

#### ウ 実施機関別の決定状況 [表 6 及び表 7 参照]

実施機関別の決定件数としては、健康局が 84 件 (10.7%) と最も多く、次いで福祉局 62 件 (7.9%)、建設局・消防長 48 件 (6.1%) となっています。

#### (3) 非公開理由別の内訳 [表 8 参照]

非公開理由としては、「第 7 条第 1 号 個人情報」が 241 件 (47.7%) と最も多く、次いで「第 7 条第 2 号 法人等情報」が 153 件 (30.3%) となっています。

この合計は 394 件 (78.0%) であり、第 7 条第 1 号及び第 2 号が非公開理由の 70% 以上を占めています。

### 3 不服申立ての状況 [表 9 参照]

平成 30 年度において、大阪市情報公開審査会 (以下「審査会」といいます。) に新たに諮問があった件数は 125 件であり、過年度から繰越された諮問 63 件との合計は 188 件です。

平成 30 年度は、審査会から不服申立てに対する答申が 13 件 (答申第 449 号から第 461 号) 出され、28 件の不服申立てが処理されました。これらの答申のうち、原決定妥当と判断されたものは 12 件、原決定で非公開とした情報の一部を公開すべきと判断されたものは 1 件でした。

平成 30 年度の答申の状況は、15 ページ「平成 30 年度答申一覧」のとおりです。各答申の内容については、下記 URL をご参照ください。

[大阪市情報公開審査会答申の概要]

<http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000020139.html>

このほか、不服申立てが取り下げられたものが 7 件あり、平成 30 年度末の残諮問件数 (平成 31 年度に繰越される件数) は 153 件となっており、その内訳は、平成 27 年度に諮問されたものが 1 件、同じく平成 28 年度 1 件、平成 29 年度 27 件、平成 30 年度 124 件です。

### 4 審査会答申の状況 [「平成 30 年度答申一覧」参照]

平成 30 年度に審査会が行った不服申立てに対する答申のうち、特徴的な事例として、通話記録を保有していないとする実施機関の主張に特段不自然・不合理な点はないとした答申 (下記(1)) 及び食品営業者の住所について条例第 7 条第 1 号に所定の個人情報に該当し、非公開が妥当であると判断した答申 (下記(2)) が挙げられます。

#### (1) [答申第 455 号] 特定日の通話記録

審査会は次のアからウまでの理由により、特定日の通話記録を求める公開請求に対し実施機関の行った不存在による非公開決定は妥当であると判断しています。

##### ア 電話交換機の記録について

実施機関によれば、情報公開グループが所在する建物の電話機のうち、電話交換機を経由する電話機の通話記録は、電話交換機の課金システムに日々自動的に記録されるとともに、一定期間を過ぎると自動的に消去されているとのことである。

また、実施機関は、事務上の必要性がある場合は、通信事業者に指示して電話交

換機の課金システムに記録されているデータを抽出させて、通話記録を取得しているとのことである。

したがって、別途実施機関の事務上の必要性がある場合を除いて、通話時間等の通話記録を公文書として取得している蓋然性は低いものと考えられる。

イ 通話記録を取得する事務上の必要性について

実施機関は、毎月の通話料金支払いのために、1か月間の電話機毎の発信回数、発信通話総時間、料金を一覧表にしたものを通信事業者から提出を受け取得しているが、1日単位の一覧表は取得していないとのことである。

また、実施機関では、障害発生時における原因究明のために電話交換機の課金システムに記録されているデータを抽出する必要がある際には、通信事業者に指示して必要なデータを抽出させて通話記録を取得する場合があるが、特定日において、原因究明を必要とする障害発生はなかったとのことである。

したがって、実施機関において特定日における1日単位の通話記録を取得する事務上の必要はなかったことが認められる。

ウ 本件文書の存否

以上を踏まえると、本件文書を通信事業者から取得していないため実際に存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

(2) [答申第460号] 食品営業者台帳の営業者の住所

審査会は、次のア及びイの理由により、食品営業者台帳の営業者の住所を公開しないこととした本件決定は妥当であると判断しています。

ア 営業者の住所の条例第7条第1号本文該当性について

営業者の住所は、本件文書に係る食品営業許可申請を行った個人の自宅住所であり、当該事業とは直接関係がない情報であることから、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とはいえず、条例第7条第1号本文に該当する。

なお、仮に営業者の住所で事業を行っている事実があったとしても、本件文書において営業所の所在地と営業者の住所が明確に区別されている以上、営業者の住所は個人に関する情報であるため、条例第7条第1号本文に該当する。

イ 営業者の住所の条例第7条第1号ただし書ア該当性について

条例第7条第1号ただし書アは、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、例外的に公開しなければならない旨を規定している。

この「慣行として」とは、行政機関において、事実として定例又は反復的に行われてきていることをいい、「公にされ…ている情報」とは、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報をいうと解される。

個人事業主については、いわゆる屋号である「商号」の登記について商法（明治32年法律第48号）第11条に定められており、商業登記法（昭和38年法律第125号）第28条第2項で「商号の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。」として、同項第4号で「商号使用者の氏名及び住所」を定めているが、登記するかしないかは個人事業主の自由であり、商号の登記が義務付けられているわけではない。

この点について実施機関に確認したところ、食品営業許可申請のため、個人事業主の商号登記は必要としていないとのことであり、営業者の住所は必ずしも登記されているとはいえない。

また、実施機関によれば、食品営業許可事業者は、大阪市食品衛生法施行条例（平成 12 年大阪市条例第 50 号）第 4 条第 2 項の規定により、食品営業許可を受けたことを示す許可証をその営業の施設内の見やすい場所に掲示するよう義務付けられているが、許可証に営業者の住所は記載されていないとのことである。

さらに、実施機関によると営業者の住所を実施機関のホームページや公報等で公表する慣行はないとのことであり、当審査会の事務局の調査によっても、営業者の住所が業界団体や民間事業者により公表されているといった事実を見出すことはできなかったことから、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報であるということとはできない。

したがって、営業者の住所は条例第 7 条第 1 号ただし書アに該当せず、また情報の性質上、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

## 5 出資等法人の情報公開の状況

出資等法人における情報公開については、条例第 34 条により規定されており、特に本市の出資等比率が 50%以上である法人等については、同条第 2 項により「この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報を公開するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない」としています。

これを受け、各出資等法人では情報公開要綱を制定し、本市の情報公開制度に準じた制度を整え運用することとされています。

### 決定状況等 [表 10 及び表 11 参照]

平成 30 年度において公開申出の対象となった出資等法人及びその決定件数は 23 件となっています。

公開率は 95.5%となっており、平成 29 年度（100.0%）と比較して 4.5 ポイント減少しています。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{※公開率の算出方法} \\ \text{公開率} = (\text{公開} + \text{部分公開}) / (\text{公開} + \text{部分公開} + \text{全部非公開}) \times 100 \end{array} \right]$$

## 6 市民情報プラザの運用状況

市政情報を広く提供するために、大阪市役所本庁舎 1 階に市民情報プラザを設置しています。

市民情報プラザでは、本市の行政資料（広く市民の利用に供する目的で本市が作成した行政に関する冊子、パンフレット、リーフレット、地図等）を配架及び配付しているほか、行政資料のコピー（セルフサービス）、本市が発行している有償刊行物の販売などを行っています。

### (1) 利用状況 [表 12 参照]

平成 30 年度の利用者数は延べ 14,482 人となっており、平成 29 年度（延べ 16,441 人）と比較して 1,959 人（11.9%）減少しています。

### (2) 有償刊行物の販売状況 [表 13 参照]

平成 30 年度の販売数は 45 点となっており、平成 29 年度（71 点）と比較して 26 点（36.6%）減少しています。

### (3) 行政資料配架状況 [表 14 参照]

平成 30 年度末の配架数は 6,173 点となっており、平成 29 年度（6,052 点）と比較して 121 点（2.0%）増加しています。

## 7 制度の概要

### (1) 情報公開制度の意義

情報公開制度は、開かれた市政の推進に不可欠の基礎的な制度であり、市政に対する市民の理解と信頼を確保するため、公文書の公開制度に加えて、情報提供施策の積極的な推進など、情報公開制度全般にわたって、より一層適正な運用に努める必要があります。

このような状況を踏まえ、大阪市は、市民の「知る権利」が情報公開の制度化及びその発展に大きな役割を果たしてきたことを十分に認識するとともに、大阪市の保有する情報は公開を原則とすること及び個人に関する情報は最大限に保護することを基本として、21 世紀の大阪市にふさわしい情報公開制度を確立するため、昭和 63 年 7 月 1 日に施行された大阪市公文書公開条例を全部改正し、新たに大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）を制定し、平成 13 年 4 月 1 日（出資等法人の規定については、同年 10 月 1 日）から施行しました。

また、本市の情報公開制度をより一層充実させていくため、平成 17 年 5 月には、大阪市住宅供給公社、大阪市道路公社、大阪市土地開発公社の地方三公社を条例に定める実施機関に加えることなどを主な内容とする条例改正、平成 18 年 3 月には、本市が設立した地方独立行政法人を実施機関に加えることなどを主な内容とする条例改正、平成 25 年 9 月には、大阪市土地開発公社の清算の終了、平成 26 年 12 月には、大阪市道路公社の清算の終了に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることなどを主な内容とする条例改正、さらに平成 28 年 3 月には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が平成 28 年 4 月 1 日から全面施行されることに伴い、不服申立ての手続きを審査請求に一元化することなどを主な内容とする条例改正、平成 29 年 2 月には、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の設立に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることなどを主な内容とする条例改正、平成 31 年 2 月には、公立大学法人大阪及び地方独立行政法人大阪市博物館機構の設立に伴い、実施機関の範囲を改める等の条例改正を行いました。

### (2) 情報公開制度の目的

本市の情報公開制度は、何人に対しても公文書の公開を請求する権利を具体的な請求権として保障することにより、本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって、市民に対する本市の説明責務を果たすとともに、市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることを目的としています。

### (3) 情報公開制度の基本原則

情報公開制度には、請求権者からの公開請求に基づく公文書公開制度と行政機関が任意かつ能動的に行う情報提供施策が含まれますが、いずれも次の 2 原則を基本としており、これらの原則を踏まえて解釈し、運用しなければなりません。

ア 原則公開の趣旨の徹底

市が保有する情報は原則として公開しなければなりません。また、例外的に公開義務を免除されている情報については、合理的な理由がある必要最小限のものだけを非公開とすることができます。

イ 個人情報の最大限の保護

個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、公開を原則とする情報公開制度のもとにおいても、プライバシーを中心とする個人情報の保護については、最大限の配慮をしなければなりません。

(4) 情報公開制度の主な内容

ア 実施機関（情報公開条例（以下「条例」という。）第2条第1項）

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者（水道局長）及び消防長、本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人大阪市民病院機構及び地方独立行政法人大阪市博物館機構）並びに大阪市住宅供給公社。

イ 公文書（条例第2条第2項）

公開請求の対象となる公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。

ウ 公開請求権者（条例第5条）

何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができます。

エ 公開請求の受付

公開請求の受付は、市民相談室（市役所本庁舎1階）で行います。

また、郵送、ファクシミリ及び大阪市ホームページでも公開請求を受け付けています。

オ 公開請求に対する決定（条例第10条から第12条まで）

(ア) 実施機関は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内に、公文書の公開をする旨又はしない旨を決定し、公開請求者に対し、文書で通知しなければなりません。

ただし、正当な理由があるときは、30日を限度として延長することができます。

(イ) 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該公文書のうち相当の部分について44日以内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等を行うことができます。

カ 公文書の公開義務（条例第7条）

原則公開の理念に基づき、実施機関は、次に掲げる情報（以下「非公開情報」といいます。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、公文書を公開しなければなりません。

(ア) 個人情報

(イ) 法人等情報

(ウ) 任意提供情報

(エ) 審議・検討・協議情報



- (オ) 事務事業遂行情報
- (カ) 公共の安全・秩序維持情報
- (キ) 法令秘情報

キ 公文書の存否に関する情報（条例第9条）

「Aさんの生活保護記録」のように、公開請求のあった公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができます。（存否応答拒否）

ク 第三者保護の手続（条例第13条）

公開請求のあった公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者に意見書提出の機会を付与することができるなど、第三者保護の手続を整備しています。

ケ 費用負担（条例第16条）

公文書の公開に係る手数料は無料ですが、写しの交付については、請求者が公文書の写しの作成及び送付（郵便料金等）に要する費用を負担します。

コ 審査請求（条例第16条の2から第30条まで）

公開決定等について審査請求があったときは、公正かつ慎重に救済を図るため、大阪市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

サ 情報提供施策等の充実（条例第31条関係）

- (ア) 実施機関は、その保有する情報が適時に、かつ適切な方法で市民等に明らかにされるよう、情報提供に関する施策等の充実に努めることとしています。
- (イ) 実施機関の職員は、当該実施機関の保有する情報の提供に関する事務を行うに当たっては、条例の趣旨にのっとり、市民等が必要とする情報を的確に提供するように意を用いなければならないとしています。

シ 情報の公表等（条例第32条関係）

- (ア) 実施機関は、市民等が請求を行うことなく市政に関する情報を容易に得ることができるよう、本市の基本計画等実施機関が保有する情報の公表を行うものとしています。
- (イ) 非公開又は部分公開決定を行う場合には、非公開情報を公開しない方法により、情報提供を行うものとしています。
- (ウ) 公開決定又は部分公開決定に基づいて公開を実施した公文書と同一の公文書（既公開公文書）及び情報については、公開請求の手続を求めることなく、閲覧又は写しの交付を行うとともに、広く市民一般に公表する必要があると認められるときは、当該情報を公表するものとしています。

ス 出資等法人の情報公開（条例第34条関係）

- (ア) 実施機関は、出資等法人の保有する情報を積極的に収集し、公開していくよう努めるとともに、出資等法人の情報公開が推進されるよう、出資等法人に対し、必要な指導等を行うよう努めることとしています。
- (イ) 出資等法人のうち、本市が資本金、基本金等の2分の1以上を出資している法人は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関する必要な措置を講ずるよう努めることとしています。

セ 指定管理者等の情報公開（条例第34条の2関係）

- (ア) 本市の公の施設の指定管理者又は対象学校の指定管理法人は、当該公の施設又は対象学校の管理に関する情報の公開のための措置を講ずるよう努めることとしています。

(イ) 実施機関は、指定管理者等に対し必要な指導等を行うよう努めることとしています。

(5) 情報公開条例の制定及び改正の経過（公文書公開条例に係る経過を含む。）

昭和 62 年 4 月	「大阪市情報公開懇談会」を設置
昭和 62 年 11 月	「情報公開制度についての提言」を市長に提出
昭和 63 年 4 月	「大阪市公文書公開条例」を公布（昭和 63 年 7 月施行）
平成 10 年 8 月	市長から公文書公開審査会に「公文書公開制度のあり方」について諮問
平成 11 年 10 月	「公文書公開制度のあり方に関する中間取りまとめ」
平成 12 年 7 月	「大阪市における公文書公開制度のあり方について」市長へ答申 ※答申までに、27 回の審議（うち公開審議 9 回）を行う。
平成 13 年 3 月	大阪市会で「大阪市公文書公開条例を改正する条例案」を可決
平成 13 年 3 月	「大阪市情報公開条例」を公布（平成 13 年 4 月施行（出資等法人については、同年 10 月施行））
平成 14 年 9 月	独立行政法人等を国と同様の扱いとすることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 14 年 10 月施行）
平成 16 年 3 月	地方独立行政法人を地方公共団体と同様の扱いとすることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 16 年 4 月施行）
平成 17 年 3 月	情報公開審査会委員の守秘義務違反について罰則を設けることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 17 年 4 月施行）
平成 17 年 5 月	地方三公社を実施機関とすること、情報提供等の事務を実施する際の職員の責務を課すことなどを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布とともに施行
平成 18 年 3 月	本市が設立した地方独立行政法人を実施機関とすることなどを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 18 年 4 月施行）
平成 23 年 2 月	特定歴史公文書等の利用請求権の新設を主な改正点とする「大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 23 年 3 月施行）
平成 25 年 9 月	大阪市土地開発公社の清算の終了に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 25 年 9 月施行）
平成 26 年 12 月	大阪市道路公社の清算の終了に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 26 年 12 月施行）
平成 28 年 3 月	行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が平成 28 年 4 月 1 日から全面施行されることに伴い、不服申立ての手続きを審

- 査請求に一元化することなどを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 28 年 4 月施行）
- 同月 農業委員会の廃止に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市農業委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案」を可決、公布（平成 28 年 10 月施行）
- 平成 29 年 2 月 地方独立行政法人大阪産業技術研究所の設立に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 29 年 4 月施行）
- 平成 31 年 2 月 公立大学法人大阪及び地方独立行政法人大阪市博物館機構の設立に伴い、実施機関の範囲を改めることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 31 年 4 月施行）

表 1-1 公開請求件数（請求方法別）

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
窓 口	782	26.3	621	31.2	613	36.8	607	42.8	343	26.8
郵 送	218	7.3	71	3.6	62	3.7	79	5.6	125	9.8
ファクシミリ	857	28.8	679	34.2	580	34.9	204	14.4	217	17.0
電子申請	1,114	37.5	617	31.0	409	24.6	528	37.2	593	46.4
合 計	2,971		1,988		1,664		1,418		1,278	

表 1-2 公開請求件数（請求者別）

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
個 人	1,693	57.0	1,060	53.3	865	52.0	920	64.9	815	63.8
個人以外	1,278	43.0	928	46.7	799	48.0	498	35.1	463	36.2
合 計	2,971		1,988		1,664		1,418		1,278	

表 2 公開請求件数（分野別）

分 野	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保 健 ・ 医 療	125	102	94	73	123
福 祉	251	137	207	191	110
教 育	168	191	168	123	101
道 路 ・ 土 地	586	493	425	120	89
河 川 ・ 港 湾	66	59	41	50	83
建 築	22	21	13	19	73
上 下 水 道	315	212	183	60	65
環 境 ・ 衛 生	71	83	41	78	64
防 災	98	107	58	67	54
議 案	222	50	7	31	54
公 園 ・ 緑 地	40	36	36	25	50
都 市 計 画	94	100	86	57	42
地 域 振 興	82	39	42	56	35
産 業 ・ 経 済	37	52	29	36	23
交 通	125	49	37	54	11
戸 籍 ・ 住 民 情 報	11	5	9	7	11
そ の 他	658	252	188	371	290
合 計	2,971	1,988	1,664	1,418	1,278

表3 分野別の公開請求具体例

分 野	請求具体例
保 健 ・ 医 療	医療法人に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書
福 祉	社会福祉法人に係る法人調書、貸借対照表、事業活動収支計算書
教 育	教育委員会会議配布資料、使用教科書用図書採択資料

表4 年度別情報提供対応件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公開請求件数	2,971	1,988	1,664	1,418	1,278
うち公開条例対応件数	1,811	1,271	1,040	674	573
うち情報提供対応件数	1,160	717	624	744	705
情報提供対応率 (%)	39.0	36.1	37.5	52.5	55.2

※1 情報提供対応率=情報提供対応件数/公開請求件数×100

表5 年度別の決定状況

年 度	決定件数	決 定 状 況							公開率 (%)
		公 開	部 分 公 開	全 部 非 公 開	不存在による 非 公 開	存 否 応 答 拒 否	公開請求却下		
							権利濫用	その他	
平成26年度	1,970	796	466	26	188	256	144	94	98.0
平成27年度	1,494	543	585	12	335	5	11	3	98.9
平成28年度	1,981	652	668	20	628	7	0	6	98.5
平成29年度	1,965	229	582	7	1,089	39	17	2	99.1
平成30年度	783	142	274	13	308	4	40	2	97.0
直近5年度計	8,193	2,362	2,575	78	2,548	311	212	107	98.4

※1 1件の公開請求に対して複数の公開決定等を行うことがあるため、公開条例対応件数と決定件数は一致しない。

※2 公開率= (公開+部分公開) / (公開+部分公開+全部非公開) ×100

※3 権利濫用については、公開請求を却下する理由として「権利の濫用」の旨が明示されているものの件数

表 6 平成 30 年度実施機関別決定状況

実施機関名	決定件数	決定状況						
		公開	部分公開	全部非公開	不存在による非公開	存否応答拒否	公開請求却下	
							権利濫用	その他
副首都推進局	8	4	2	0	2	0	0	0
市政改革室	21	3	0	0	18	0	0	0
I C T戦略室	5	2	1	0	2	0	0	0
人事室	11	2	4	0	5	0	0	0
都市交通局	3	2	0	0	1	0	0	0
北区役所	44	0	4	0	4	0	36	0
都島区役所	9	0	2	0	7	0	0	0
福島区役所	9	0	3	0	6	0	0	0
此花区役所	6	0	1	0	5	0	0	0
中央区役所	6	0	1	0	5	0	0	0
西区役所	6	0	1	0	5	0	0	0
港区役所	14	3	3	0	8	0	0	0
大正区役所	5	0	1	0	4	0	0	0
天王寺区役所	10	0	3	0	7	0	0	0
浪速区役所	11	3	1	0	7	0	0	0
西淀川区役所	8	0	3	0	5	0	0	0
淀川区役所	10	2	4	0	4	0	0	0
東淀川区役所	9	0	3	0	6	0	0	0
東成区役所	7	0	2	0	4	1	0	0
生野区役所	12	3	3	0	6	0	0	0
旭区役所	10	1	3	0	6	0	0	0
城東区役所	7	0	2	0	5	0	0	0
鶴見区役所	6	0	1	0	5	0	0	0
阿倍野区役所	6	0	1	0	5	0	0	0
住之江区役所	16	2	5	0	8	1	0	0
住吉区役所	6	0	1	0	5	0	0	0
東住吉区役所	11	3	1	0	7	0	0	0
平野区役所	12	3	2	0	7	0	0	0
西成区役所	12	3	6	0	3	0	0	0
政策企画室	7	1	1	0	5	0	0	0
危機管理室	6	2	1	0	3	0	0	0
経済戦略局	10	3	3	0	4	0	0	0
中央卸売市場	7	2	3	0	2	0	0	0
I R推進局	7	2	2	1	2	0	0	0
総務局	20	6	6	2	5	1	0	0
市民局	15	7	6	0	2	0	0	0
財政局	22	8	9	0	5	0	0	0
契約管財局	6	1	2	1	2	0	0	0
都市計画局	18	2	7	0	5	0	4	0
福祉局	62	12	31	1	16	0	0	2
健康局	84	18	47	1	18	0	0	0
こども青少年局	14	6	4	0	4	0	0	0
環境局	16	5	5	1	4	1	0	0
都市整備局	12	4	3	0	5	0	0	0
建設局	48	7	18	6	17	0	0	0
港湾局	17	3	8	0	6	0	0	0
会計室	3	0	1	0	2	0	0	0
行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	674	125	221	13	269	4	40	2
教育委員会	36	10	11	0	15	0	0	0
選挙管理委員会	6	0	2	0	4	0	0	0
人事委員会	3	0	0	0	3	0	0	0
監査委員	10	3	4	0	3	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
水道局長	6	1	1	0	4	0	0	0
消防長	48	3	35	0	10	0	0	0
公立大学法人大阪市立大学	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市民病院機構	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市住宅供給公社	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	783	142	274	13	308	4	40	2

※1 権利濫用については、公開請求を却下する理由として「権利の濫用」の旨が明示されているものの件数

表7 年度別・実施機関別決定件数

実施機関名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市長	副首都推進局	—	—	5	25	8
	市政改革室	3	1	10	24	21
	I C T戦略室	—	—	5	23	5
	人事室	23	31	24	48	11
	都市交通局	—	—	—	11	3
	北区役所	12	75	58	100	44
	都島区役所	0	7	25	30	9
	福島区役所	5	8	22	28	9
	此花区役所	7	11	24	29	6
	中央区役所	5	12	15	30	6
	西区役所	7	16	21	27	6
	港区役所	8	12	24	49	14
	大正区役所	1	8	18	31	5
	天王寺区役所	13	12	22	27	10
	浪速区役所	6	7	18	31	11
	西淀川区役所	1	7	20	26	8
	淀川区役所	11	11	18	30	10
	東淀川区役所	3	9	21	29	9
	東成区役所	3	8	20	29	7
	生野区役所	150	22	25	43	12
	旭区役所	12	11	21	34	10
	城東区役所	2	8	20	34	7
	鶴見区役所	6	11	16	28	6
	阿倍野区役所	13	7	17	29	6
	住之江区役所	8	11	28	37	16
	住吉区役所	8	13	17	30	6
	東住吉区役所	6	9	24	30	11
	平野区役所	11	10	23	39	12
	西成区役所	262	10	41	34	12
	政策企画室	3	28	17	36	7
	危機管理室	3	1	16	19	6
	経済戦略局	0	9	38	22	10
	中央卸売市場	—	3	12	23	7
	I R推進局	—	—	—	15	7
	総務局	77	57	103	98	20
	市民局	85	28	50	42	15
	財政局	29	18	27	38	22
	契約管財局	4	10	17	32	6
	都市計画局（旧 計画調整局）	16	9	50	39	18
	福祉局	121	94	166	201	62
	健康局	31	43	77	73	84
	こども青少年局	17	10	70	56	14
	環境局	47	24	35	31	16
	都市整備局	13	11	45	25	12
	建設局	635	531	504	64	48
	港湾局	1	1	13	20	17
	会計室	0	1	2	17	3
行政委員会事務局	2	0	2	11	0	
大阪府市大都市局	48	12	—	—	—	
小計	1,718	1,237	1,846	1,827	674	
教育委員会	87	143	61	49	36	
選挙管理委員会	1	4	1	1	6	
人事委員会	2	0	1	2	3	
監査委員	2	6	8	19	10	
農業委員会	0	0	0	—	—	
固定資産評価審査委員会	6	0	1	0	0	
交通局長	15	31	9	15	—	
水道局長	67	17	11	3	6	
消防長	45	50	41	41	48	
公立大学法人大阪市立大学	2	1	1	3	0	
地方独立行政法人大阪市立工業研究所	1	0	0	—	—	
地方独立行政法人大阪市民病院機構	11	1	0	1	0	
大阪市住宅供給公社	7	4	1	4	0	
病院局長	6	—	—	—	—	
大阪市道路公社	0	—	—	—	—	
大阪市土地開発公社	—	—	—	—	—	
合計	1,970	1,494	1,981	1,965	783	

- ※1 大阪市土地開発公社については、平成25年9月までの件数
- ※2 病院局長については、平成26年9月までの件数
- ※3 地方独立行政法人大阪市民病院機構については、平成26年10月からの件数
- ※4 大阪市道路公社については、平成26年12月までの件数
- ※5 農業委員会については、平成28年10月2日までの件数
- ※6 都市交通局については、平成29年7月からの件数

表 8 年度別非公開理由件数

非 公 開 理 由	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第 7 条 第 1 号 個人情報	393	503	614	540	241
第 7 条 第 2 号 法人等情報	284	266	265	166	153
第 7 条 第 3 号 任意提供情報	5	0	9	2	2
第 7 条 第 4 号 審議・検討・協議情報	17	8	20	13	6
第 7 条 第 5 号 事務事業遂行情報	87	43	82	75	62
第 7 条 第 6 号 公共の安全・秩序維持情報	18	20	35	32	34
第 7 条 第 7 号 法令秘情報	22	12	19	26	7

※ 1 件の決定で複数の非公開理由を付すことがあるため、合計は決定件数とは一致しない。

表 9-1 不服申立ての状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
過年度繰越件数	319	366	55	62	63
新規件数	290	132	40	33	125
諮問件数	609	498	95	95	188
処理件数	242	433	21	26	28
(答申数)	(22)	(28)	(17)	(15)	(13)
取下げ件数	1	10	12	6	7
年度末 残諮問件数	366	55	62	63	153

表 9-2 平成 30 年度末残諮問件数の諮問年度別内訳

諮問年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合 計
残諮問件数	1	1	27	124	153



**[平成30年度答申一覧]**

**平成30年6月29日付け分**

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第449号	水道メータ不交付に係る決裁文書等	不存在による 非公開	原決定妥当
第450号	身体障がい者手帳交付申請に係る決裁文書等	部分公開	原決定妥当
第451号	身体障がい者手帳交付申請に関する公文書	部分公開	原決定妥当
第452号	身体障がい者手帳交付決定等に対する異議申立に係る決定書	部分公開	原決定一部取消し（非公開とした情報の一部を公開すべき）
第453号	身体障がい者診断書・意見書	部分公開	原決定妥当
第454号	特定日の業務に関する全ての書類等	公開請求却下	原決定妥当
第455号	特定日の通話記録	不存在による 非公開	原決定妥当
第456号	介護保険料減免に関する書類	存否応答拒否	原決定妥当

**平成30年12月27日付け分**

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第457号	特定計量器の定期検査等に関する公文書	不存在による 非公開	原決定妥当
第458号	給水管接合替工事の竣工図面	部分公開	原決定妥当

**平成31年3月28日付け分**

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第459号	特定計量器の定期検査等に関する公文書	部分公開、公開決定	原決定妥当
第460号	食品営業台帳	部分公開	原決定妥当
第461号	市民の声処理カード	存否応答拒否決定	原決定妥当

表 10 年度別の決定状況（出資等法人）

年 度	決定件数	決 定 状 況							公開率 (%)	異議 申出 件数
		公 開	部 分 公 開	全 部 非公開	不存在による 非 公 開	存否 応答拒否	公開申出却下			
							権利 濫用	その他		
平成26年度	9	3	3	3	0	0	0	0	66.7	1
平成27年度	5	2	2	1	0	0	0	0	80.0	0
平成28年度	17	4	11	2	0	0	0	0	88.2	1
平成29年度	22	14	8	0	0	0	0	0	100.0	0
平成30年度	23	15	6	1	1	0	0	0	95.5	0

※ 公開率 = (公開 + 部分公開) / (公開 + 部分公開 + 全部非公開) × 100

表 11 平成 30 年度出資等法人別決定状況

法 人 名	決定 件数	決 定 状 況							異議 申出 件数
		公 開	部 分 公 開	全 部 非公開	不存在 による 非公開	存否 応答 拒否	公開申出却下		
							権利 濫用	その他	
湊町開発センター	20	14	6	0	0	0	0	0	0
大阪市救急医療事業団	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪国際交流センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市開発公社	1	0	0	1	0	0	0	0	0
大阪城ホール	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市博物館協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪科学振興協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アジア太平洋トレードセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クリスタ長堀	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪港埠頭ターミナル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クリアウォーター O S A K A	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪港木材倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪港埠頭	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪港トランスポートシステム	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪水道総合サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪国際平和センター	2	1	0	0	1	0	0	0	0
大阪社会医療センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市高速電気軌道株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	23	15	6	1	1	0	0	0	0

表 12 市民情報プラザの利用状況

(単位：延べ人数)

	利用者数	窓口対応	電話対応	ビデオ
平成26年度	25,448	2,943	718	5
平成27年度	21,322	3,794	881	9
平成28年度	18,828	3,535	994	11
平成29年度	16,441	2,300	764	0
平成30年度	14,482	1,681	621	0

表 13 有償刊行物の販売状況

No.	刊行物名	販売数			参 考	
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当	頒布価格 (円)
1	大阪市総合計画（平成17年12月）	0	-	-	政策企画室	820
2	データでみる大阪のすがた（平成17年度版）	0	-	-	政策企画室	870
3	大阪のみどりが育む 生き物たちのドラマ 春編 鶴見緑地	1	-	-	建設局	100
4	大阪のみどりが育む 生き物たちのドラマ 夏編 鶴見緑地	1	-	-	建設局	100
5	大阪のみどりが育む 生き物たちのドラマ 秋編 鶴見緑地	1	-	-	建設局	100
6	大阪のみどりが育む 生き物たちのドラマ 冬編 鶴見緑地	1	-	-	建設局	100
7	大阪市公文書館研究紀要（第14～19号）	0	0	0	総務局	790
8	大阪市公文書館研究紀要（第20号）	0	3	0	総務局	820
9	大阪市公文書館研究紀要（第21号）	4	2	2	総務局	490
10	大阪市公文書館研究紀要（第22号）	2	4	1	総務局	630
11	大阪のまちづくりーきのう・今日・あすー	1	0	0	都市計画局	7,000
12	大阪の経済（～2015年版）	4	5	0	経済戦略局	1,000
13	大阪の経済（2016年版～）	48	53	37	経済戦略局	500
14	都市問題研究	1	4	5	政策企画室	650
合 計		64	71	45		

※ No.1～6については平成28年4月28日付けで販売を終了している。

表 14 市民情報プラザにおける配架資料数

	合 計
平成26年度	5,649
平成27年度	5,609
平成28年度	5,742
平成29年度	6,052
平成30年度	6,173

※各年度末（3月31日）時点